

長崎医療こども専門学校 GPAによる成績の分布状況公表規定

(目的)

第1条 この規定は、長崎医療こども専門学校（以下「本校」という。）における成績の分布状況を学外の人が明瞭に確認できるための事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 各学科の前年度の1学年の成績を抽出し、GPAによる客観的な指標を用いて成績の分布状況を把握する。

(学校評価等委員会)

第3条 GPAによる成績の分布適切に行うため、学内に学校評価等委員会（以下「委員会」とする。）を置く。

2 委員会の業務及び委員会の構成、委員会の運営等必要な事項については、別に定める。

(GPAによる成績表の分布状況の把握)

第4条 GPAによる成績表の分布状況は次の通りに算出する。

成績評価Aの科目：4点

成績評価Bの科目：3点

成績評価Cの科目：2点

成績評価Eの科目：1点

算出された得点の総平均値がGPAによる指標となる。

なお、小数点第2位未満を四捨五入して算出する。

(成績表下位4分の1の学生の把握)

第5条 GPAにより算出した指標により、成績表下位4分の1に当たる学生を把握する。

2 下位4分の1を算出する際に小数点が出る場合は切り捨てる。

例えば、30人のクラスの場合の4分の1は、7.5となるが、その場合は7人とする。

(GPAによる成績の分布状況公表)

第6条 GPAによる成績表の分布状況は、毎年1回公表するものとする。

2 公表の時期は、前年度の成績表分布状況を7月末までに公表するものとする。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。